

雇用関係要件(3ヶ月)緩和の終了

東日本大震災後の緊急的な特例措置として実施していた「配置技術者雇用関係要件の緩和の試行」を、平成27年3月31日で終了します。

～試行終了後雇用要件の緩和は一切適用されません。入札参加及び配置技術者交代の際は注意願います～

○平成27年4月1日以降は、「監理技術者制度運用マニュアル」2-4監理技術者等の雇用関係により、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札の執行日等以前)として3ヶ月以上の雇用関係が必要となります。

○平成27年3月31日以前に契約済みの工事において、平成27年4月1日以降に配置技術者を途中交代する場合も、変更後に配置する技術者の雇用関係は3ヶ月以上必要です。

※配置技術者の途中交代は、「監理技術者制度運用マニュアル」2-2(4)により、慎重かつ必要最小限とする必要があり、配置技術者の死亡、傷病、または退職等真にやむを得ない場合に限られます。

雇用関係要件の緩和の試行と終了後の比較

| 時期 | 例示 | 平成27年1月 | 平成27年2月 | 平成27年3月 | 平成27年4月 |
|---------------------------|--|-------------|-------------|----------------------------|--|
| 平成27年3月31日迄 雇用関係要件緩和試行 | ①発注工事 (H27/2/23公告3/12開札の場合) 平成27年3月11日雇用→配置可 (雇用関係要件緩和○) | | 2/23公告 ▲ | 3/12開札 ▲ 3/11雇用 ◆ | |
| | ②平成26年10月契約工事 (H27/3/20に技術者を変更する場合) 平成27年3月19日雇用→配置可 (雇用関係要件緩和○) | | | | 3/20変更 ▲ 3/19雇用 ◆ |
| 平成27年4月1日以降 | ③発注工事 (H27/4/6公告4/23開札) 平成27年4月22日雇用→配置不可 (雇用関係3ヶ月未満×) 平成27年3月11日雇用→配置不可 (雇用関係3ヶ月未満×) 平成27年1月22日雇用→配置可 (雇用関係3ヶ月以上○) | 1/22雇用 ◆ | | 3/11雇用 ◆ | 4/6公告 ▲ 4/23開札 ▲ 4/22雇用 ◆ |
| | ④平成26年10月契約工事 (H27/4/10に技術者を変更する場合) 平成27年4月9日雇用→配置不可 (雇用関係3ヶ月未満×) 平成27年3月11日雇用→配置不可 (雇用関係3ヶ月未満×) 平成27年1月9日雇用→配置可 (雇用関係3ヶ月以上○) | 1/9雇用 ◆ | | 3/11雇用 ◆ | 4/10変更 ▲ 4/9雇用 ◆ |



(メール施行)

事 管 第 3 1 1 号
平成26年12月18日

各 部 長
出 納 局 長
企 業 局 長
教育委員会教育長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
議 会 事 務 局 長
警 察 本 部 長

— 殿

土 木 部 長
(公印省略)

東日本大震災に伴う配置技術者の雇用関係要件の緩和の終了に
ついて (通知)

平成26年3月26日付け事管第411号で通知したこのことについて、平成27年3月31日をもって試行を終了しますので承知願います。

なお、平成27年3月31日以前に契約済みの工事において、平成27年4月1日以降に配置技術者を途中交代する場合、変更後に配置する技術者については、監理技術者制度運用マニュアルにより、変更日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要となりますので、受注者への周知等適切な対応をお願いします。

土木部事業管理課
建設業振興・指導班
技術企画班
電話 3116, 3187

写

(メール施行)

事管第311号
平成26年12月18日

部内各課(室)長
部内各地方機関の長 } 殿

土木部長
(公印省略)

東日本大震災に伴う配置技術者の雇用関係要件の緩和の終了について(通知)

平成26年3月26日付け事管第411号で通知したこのことについて、平成27年3月31日をもって試行を終了しますので承知願います。

なお、平成27年3月31日以前に契約済みの工事において、平成27年4月1日以降に配置技術者を途中交代する場合、変更後に配置する技術者については、監理技術者制度運用マニュアルにより、変更日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要となりますので、受注者への周知等適切な対応をお願いします。

事業管理課
建設業振興・指導班
技術企画班
電話 3116, 3187



(メール施行)

事 管 第 3 1 1 号
平成26年12月18日

各 市 町 村 長 殿
(建設工事担当課扱い)

宮 城 県 土 木 部 長
(公印省略)

東日本大震災に伴う配置技術者の雇用関係要件の緩和の終了に
ついて (通知)

平成26年3月26日付け事管第411号で通知したこのことについて、平成27年3月31日をもって試行を終了しますので承知願います。

なお、平成27年3月31日以前に契約済みの工事において、平成27年4月1日以降に配置技術者を途中交代する場合、変更後に配置する技術者については、監理技術者制度運用マニュアルにより、変更日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要となりますので、受注者への周知等適切な対応をお願いします。

土木部事業管理課
建設業振興・指導班
技術企画班

電話 022-211-3116
022-211-3187



事 管 第 3 1 1 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日

一般社団法人宮城県建設業協会 会長
一般社団法人仙台建設業協会 会長
一般財団法人みやぎ建設総合センター 理事長
一般社団法人宮城県建設専門工事業団体連合会 会長
一般社団法人宮城県造園建設業協会 会長 殿
一般社団法人みやぎ中小建設業協会 会長
一般社団法人日本建設業連合会 東北支部長
一般社団法人全国特定法面保護協会 東北地方支部長
東日本建設業保証株式会社宮城支店 支店長

宮 城 県 土 木 部 長
(公印省略)

東日本大震災に伴う配置技術者の雇用関係要件の緩和の終了に
ついて (通知)

本県の土木行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 2 6 年 3 月 2 6 日付け事管第 4 1 1 号で通知したこのことについて、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって試行を終了しますので承知願います。

なお、平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に契約済みの工事において、平成 2 7 年 4 月 1 日以降に配置技術者を途中交代する場合、変更後に配置する技術者については、監理技術者制度運用マニュアルにより、変更日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要となりますので、会員への周知等適切な対応をお願いします。

土木部事業管理課
建設業振興・指導班
技術企画班

電話 0 2 2 - 2 1 1 - 3 1 1 6
0 2 2 - 2 1 1 - 3 1 8 7